

入間市児童福祉審議会について

根拠法令	入間市児童福祉審議会条例 児童福祉法 子ども・子育て支援法
所掌事務	(1) 市長の諮問に答え、意見を具申すること。 (2) 児童の健やかな育成及び子育て支援に関する基本的事項について調査審議すること。 (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
委員数	15人（公募枠あり）
委員の任期	2年
委員の構成	児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができるものであって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者。 ○構成区分 (1) 児童の福祉に関する事業に従事する者 (2) 教育に関する事業に従事する者 (3) 学識経験者 (4) 知識経験者 (5) 公募委員
委員報酬等	委員長：7,500円　委員：7,000円 費用弁償：1,000円
過去の審議内容	令和2年度 ・開催回数：6回 ・諮問事項：今後の入間市立学童保育室の運営について 令和3年度 ・開催回数：3回 ・主な議題：入間市ヤングケアラー支援条例について 令和4年度 ・開催回数：7回 ・主な議題：子ども・若者未来応援プラン中間年見直しについて
事務局	こども支援部こども支援課こども政策室

子ども・子育て支援新制度

施行年月	平成 27 年 4 月から
根拠法令	子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年 8 月成立） ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法の一部改正法 ③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法
新制度の趣旨	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
財源	消費税の引上げによる増税分を恒久的財源とする
実施主体	市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
会議の設置	入間市児童福祉審議会
制度の概要	○質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的に提供 ○保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実

入間市子ども・若者未来応援プラン

計画期間	1 期 5 年（令和 2 年度～令和 6 年度）
計画の対象	全ての子ども・若者（概ね 30 歳未満。施策によっては 39 歳まで対象）
計画の位置づけ	「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「放課後子ども総合プラン行動計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」「母子父子自立促進計画」「母子保健計画」を一体的に盛り込んだ総合的な計画
基本理念	「すべての家庭が安心して子育てができ、すべての子ども・若者が健やかに心豊かに子育てまち いるま」
計画の概要	基本理念を実現するため、6 つの基本目標を定め、109 事業を掲げている。 基本目標 1 子どもの権利を守るために 基本目標 2 幼児教育・保育を充実させるために 基本目標 3 地域で子育て、子育てを支援するために 基本目標 4 若者が自分らしく自立し、躍動するために 基本目標 5 生まれ育った環境に左右されないために 基本目標 6 親子の健康を増進するために
計画の進行管理	児童福祉審議会において、毎年度計画の点検・評価を実施する